

# 明石市温室効果ガス排出量算定・評価業務委託仕様書

## 1. 業務名

明石市温室効果ガス排出量算定・評価業務委託

## 2. 業務の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、令和5年度（2023年度）の明石市域の温室効果ガス排出量の算定を行うとともに、「明石市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）令和5年7月改定」の進行管理を行うため、排出量の評価・分析を行う。

## 3. 業務委託期間

契約日の翌日から令和9年1月31日まで

## 4. 業務内容

### （1）温室効果ガス排出量の算定

明石市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）および「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和8年3月環境省）」に基づき、令和5年度（2023年度）の明石市域の温室効果ガス排出量の算定を行う（これまで本市が採用している推計手法は、15. 参考に記載のとおり）。

また、算定にあたっては、市民・事業者別に、直近4カ年の二酸化炭素排出量（部門別）、温室効果ガス総排出量（部門別）、温室効果ガス総排出量（ガス種別）ごとに整理すること。

### （2）算定結果の分析および評価

算定結果に基づき、計画の基準年度である平成25年度（2013年度）および前年度との比較を行い、以下のとおり分析・評価を実施する。

- ・増減要因の分析：部門別に「活動量（人口・世帯数・出荷額等）」「エネルギー消費原単位」「排出係数」等の要因に分解し、排出量増減の主な要因を定量的に明らかにすること。
- ・進捗評価：「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に掲げる削減目標に対する進捗状況を評価し、目標達成に向けた課題を抽出すること。

### （3）温室効果ガス排出量調査報告書の作成

「明石市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の進行管理として、上記温室効果ガス排出量算定及び分析結果、今後の方針や課題について整理し、報告書としてとりまとめる。

## 5. 成果品

成果物は次のとおりとし、電子データ（エクセル形式）で提出すること。なお、成果品の著作権は、明石市に帰属することとする。

(1) 温室効果ガス排出量の算定・分析結果

(2) 温室効果ガス排出量調査報告書

※(1)については、各種統計情報の直近データを用いて、令和8年7月17日までに中間報告を行うこととする。

## 6. 提出書類

受注者は、業務の着手時、完了時に、市の指定様式により次の書類を提出するものとする。

(1)業務の着手時

①着手届

②配置技術者・技術士届出書

③その他、市が定める資料

(2)業務完了時

①業務完了届

②その他、市が定める資料

## 7. 打合せ等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者を発注者と常に密接な連絡をとり、業務の推進に必要な情報を提供すると共に疑義を正すものとする。

## 8. 関係機関との協議

受注者は、関係機関と協議を行う場合は、誠意をもってこれに当たるものとし、その内容については本市に報告しなければならない。

## 9. 受注者の義務

受注者は業務の意図及び目的を十分に理解して、最高の成果を発揮するよう努めるものとする。

## 10. 秘密の保持

(1) 受注者は、業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(2) 本業務で得た資料、作成した報告書及び市から提供を受けた資料については、本業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に公開、提供をしてはならない。

## 11. 検査及び引渡し

受注者は業務完了後速やかに成果品と業務完了届を提出し、完了検査を受けなければならない。

## 12. 手直し等

受注者は、業務完了後に、不備や誤り等が発見された場合には、速やかに補修を行うこと。

### 13. 疑義の解決

この仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、発注者及び受注者が協議の上、解決するものとする。

### 14. その他

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたり、関係する法令等を遵守すること。
- (2) 市から貸与された資料等は、業務完了後直ちに返却すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項で業務に必要な事項は、発注者及び受注者が協議の上、決定する。

### 15. 参考

#### <部門別の推計手法>

部 門		手法
産業部門	農林業・水産業	都道府県別按分法 (実績値活用)【カテゴリC】 [按分法(標準型)]
	建設業	都道府県別按分法 (実績値活用)【カテゴリC】 [按分法(標準型)]
	製造業	全国業種別按分法 (実績値活用)【カテゴリD】 [積上法(標準型)]
運輸部門	自動車	都道府県別車種別按分法 【カテゴリB】 [按分法(標準型)]
	鉄道	全国事業者別別按分法 【カテゴリB】 [按分法(標準型)]
	船舶	全国按分法 【カテゴリA】 [按分法(簡易型)]
民生部門	家庭系	都道府県別エネルギー種別按分法 (実績値活用)【カテゴリD】 [積上法(標準型)]
	業務系	都道府県別按分法 (実績値活用)【カテゴリC】 [按分法(標準型)]